大阪広域水道企業団訓令第2号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程 (平成23年大阪広域水道企業団訓令 第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大阪広域水道企業団 企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (事業管理部長の専決事項) (事業管理部長の専決事項) 第 5 条 (略) 第 5 条 (略) (1)(略) (1)(略) (2) 大阪広域水道企業団水道事業供給条 (2) 大阪広域水道企業団水道事業供給条 例 (平成23年大阪広域水道企業団条例 例 (平成23年大阪広域水道企業団条例 第24号) 第13条に規定する延滞金の減 第24号) 第13条に規定する延滞金の減 免に関すること、大阪広域水道企業団 免に関すること並びに大阪広域水道企 工業用水道事業供給条例 (平成23年大 業団工業用水道事業供給条例 (平成23 阪広域水道企業団条例第25号)第25条 年大阪広域水道企業団条例第25号)第 に規定する使用料及び延滞金の減免に 25条に規定する使用料及び延滞金の減 関すること並びに大阪広域水道企業団 免に関すること。 工業用水道事業供給条例施行規程(平 成23年大阪広域水道企業団管理規程第 30号。以下「施行規程」という。)第 22条第2項第5号に規定する負担金の 免除に関する (3)—(5) (略) (3)—(5) (略) (出先機関の長の専決事項) (出先機関の長の専決事項) 第8条 (略) 第8条 (略) (略) (略) (略) (略) (1) - (4)(1)—(4) (略) (略) (5) 施行規程第21条の2第1項の規定に よる履行延期の特約の決定に関する (6) 施行規程第22条第2項第2号及び第 3号に規定する負担金の免除に関する (5) 前各号に準ずる事項に関すること。 (7) 前各号に準ずる事項に関すること。 (略) (略)

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。